

工作物石綿事前調査者について

現在、建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和 2 年 7 月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第 3 条、関係告示）。

令和 5 年 10 月 1 日より建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。

令和 8 年 1 月 1 日以降着工の工事から、工作物の解体等の作業を行うときは、資格者による事前調査を行う必要があります。（令和 8 年 1 月 1 日以前着工の工事についても、資格者による事前調査を行うことが望ましいです。）

対象工作物として

反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む。）

上記の工作物について工作物石綿事前調査者による事前調査が必要となります。

また、他工作物において

煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、トンネルの天井板
プラットフォームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）及び以外の工作物（※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。

これらの工作物について工作物石綿事前調査者又は一般建築物事前調査者、特定建築物事前調査者、令和 5 年 9 月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者の何れかの資格者による事前調査が必要となります。

令和 8 年 1 月 1 日から事前調査を行った際には、事前調査を行った者の氏名の記録及びその者が事前調査を行うことのできる要件を満たすことを証明する書

類の写しを、事前調査の終了した日（分析調査を行うときは、すべての事前調査の終了した日と分析調査の終了した日の遅い方の日）から3年間保存することが義務付けられました。

アスベストの事前調査は解体、改修工事等を行う前に必ず実施する非常に重要なことです。

取り壊すものが建築物であるか、工作物であるか確認し適正な資格者による事前調査が求められるようになります。

十分に注意しましょう。

営業部 内山